

岐阜県地域の課題解決応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、地域住民が互いに支え合い、安全に安心して暮らせる地域づくりを推進するため、地域の課題解決に向けた地域活動に取り組んでいる団体（以下「地域活動団体等」という。）に対し、その活動に関して指導、助言等を行うアドバイザー及びコーディネーター（以下「アドバイザー等」という。）の派遣その他の支援を行い、もって地域の絆づくりを推進し、地域コミュニティの再生・活性化及び地域の課題解決力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動」とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、公共的な課題の解決を目的として自主的かつ主体的に取り組む活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治又は宗教を目的とする活動
- (3) 特定の主義、主張の浸透を図ることを目的とする活動

2 この要綱において「地域活動団体等」とは、次の団体をいう。

- (1) 主として地域住民で構成された地域活動を目的とする団体（自治会、まちづくり協議会、老人クラブ、子ども会、女性団体、青年団体、PTA等）。ただし、法人格の有無を問わない。
- (2) 県内の企業・事業所
- (3) 県内の市町村
- (4) 前3号に掲げる団体のほか、特に県が地域活動団体等と認める団体

(支援対象)

第3条 アドバイサー等の派遣その他の支援の対象となる地域活動団体等のうち、前条第2項

(1)に定める団体は、次の各号のすべてに該当する団体とする。

- (1) 団体の主たる活動範囲が岐阜県内であること
- (2) 団体の構成員が概ね10人以上であり、代表者が定められていること
- (3) 団体としての規約その他これに準ずるものが定められていること
- (4) 団体の構成員の半数以上が地域住民であること
- (5) この事業において県が負担する経費に対し、国、地方公共団体又は他の団体から補助金や助成金、委託費等の交付を受けていないこと

(支援依頼)

第4条 アドバイサー等の派遣その他の支援を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域の課題解決応援事業支援申請書（別記第1号様式）を県に提出するものとする。

(支援決定)

第5条 県は、第4条の申請があったときは、申請団体が第3条に規定する地域活動団体等であ

ることを確認したうえで、申請内容及び支援の必要性等について検討し、支援を行う申請団体(以下「支援団体」という。)を決定するものとする。

2 県は、前項の規定により支援を決定したときは、支援団体と協議のうえ、次の各号のうちから支援内容を決定し、地域の課題解決応援事業支援決定通知書(別記第2号様式)により申請団体に通知するものとする。

(1) アドバイザーの派遣

(2) コーディネーターの派遣

(3) その他県が必要と認める支援

3 県は、第1項の規定により支援しないことを決定したときは、その理由を明記のうえ申請団体に通知するものとする。

(アドバイザー等の選定)

第6条 県は、支援団体と協議のうえ、専門家、先進活動団体の関係者、関係機関・団体の職員、関係市町村及び県の職員等のうちから適任と認める者をアドバイザーとして選定するものとする。

2 県は、支援団体と協議のうえ、専門家、先進活動団体の関係者、岐阜県コミュニティ診断士等のうちから適任と認める者をコーディネーターとして選定するものとする。

(先進活動団体の選定)

第7条 県は、支援団体と協議のうえ、支援団体と類似した課題解決に取り組む実績を有する先進活動団体を選定するものとする。

(派遣期間等)

第8条 第5条第2項に定めるアドバイザー等の派遣については、原則として1事業年度において1支援団体につき3回を限度とする。

(支援の中止)

第9条 県は、支援団体が、この事業の目的に反したとき、又は目的を達成することができないと認めたときは、支援を中止することができる。

2 県は、前項の規定により支援の中止を決定したときは、その理由を明記のうえ支援団体に通知するものとする。

(経費の負担)

第10条 アドバイザー等に係る謝金及び旅費については、予算の範囲内で別表のとおり県が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要な経費については、支援団体等が負担するものとする。

(実績報告)

第11条 支援団体は、アドバイザー等の派遣その他の支援の終了後、その終了日の翌日から起算して14日以内に、地域の課題解決応援事業実績報告書(別記第3号様式)を県に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境生活部県民生活課が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

科 目	区 分	単 価
謝 金	(1) 専門家（大学の教授、准教授その他 研究教育職員、専門的な知識を有する 者等）	教授相当：1時間当たり13,000円 准教授相当：1時間当たり8,000円 医師・弁護士等： 1時間当たり13,000円 その他：1時間当たり6,000円
	(2) 先進活動団体関係者	1時間当たり6,000円
	(3) 岐阜県コミュニティ診断士	1時間当たり1,250円 (1日当たり上限額 5,000円)
旅 費	上記(1)から(3)の者	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例 第30号）の規定を準用する。

岐阜県環境生活部県民生活課長 様

団 体 名
 団体の住所
 代表者氏名

地域の課題解決応援事業支援申請書

岐阜県地域の課題解決応援事業による支援を受けたいので、次のとおり申請します。

申請団体	団体名			
	代表者氏名		会員数	人
希望する支援区分	1. アドバイザーの派遣（地域課題の解決に向けた取り組みに対する助言など） 2. コーディネーターの派遣（地域課題を話し合う住民ワークショップの開催・運営など） 3. その他			
支援の希望時期	年 月頃から ※支援の時期については、関係者と調整のうえ決定します。			
申請団体の概要	≪主たる活動内容、地域の現況等≫			
地域課題の概要・希望する支援内容等	≪地域課題の概要≫ ≪地域課題の解決に向けた活動状況≫ ≪希望する支援内容（できる限り具体的に）≫			
担当者連絡先	氏 名		役職	
	住 所	〒		
	電 話		Fax	
	E-mail			

注1 申請状況によってはご希望に沿えない場合がありますので、予めご了解願います。

注2 規約又は組織の概要が分かる資料を添付して下さい。

注3 記入欄が不足する場合は、別紙(任意様式)を添付していただいて結構です。

県生第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名

様

岐阜県環境生活部県民生活課長

地域の課題解決応援事業支援決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地域の課題解決応援事業による支援については、次のとおり決定したので通知します。

支援内容	
支援の条件	<p>(1) アドバイザー等の派遣その他の支援に係る経費については、予算の範囲内で岐阜県地域の課題解決応援事業実施要綱 別表のとおり県が負担します。</p> <p>(2) その他必要な経費は申請者で負担してください。</p> <p>(3) 支援の終了後、終了日の翌日から起算して14日以内に、実績報告書（第3号様式）を提出してください。</p> <p>(4) 申請者が本事業の目的に反したとき、又は目的を達成することができないときには、支援を中止することがあります。</p> <p>(5) その他、岐阜県地域の課題解決応援事業実施要綱を遵守願います。</p>
備考	

岐阜県環境生活部県民生活課長 様

団 体 名
 団体の住所
 代表者氏名

地域の課題解決応援事業実績報告書

このことについて、下記のとおり支援を受けましたので、報告します。

支援団体	団体名		代表者氏名	
支援の種類	(1) アドバイザーの派遣 (2) コーディネーターの派遣 (3) その他 () ※該当する種類に○を付けてください。			
実施日時	年 月 日 ()			
実施場所	会 場			
	所在地			
参加者	(参加人数 人)			
支援内容・ 今後の方針等	≪支援を受けた内容≫ ≪支援に対する今後の活動方針・計画≫ ※できる限り具体的に記入してください。 記入欄が不足する場合は、別紙（任意様式）を添付していただいで結構です。			
報告者連絡先	氏 名		役 職	
	電 話		F A X	
	E-mail			

注1 当日の活動状況の分かる資料等があれば添付してください。